

## ●SAISON CARD Digital

### 個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

#### 第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）

（1）会員は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- ①各取引所定の申込時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報（Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む。）、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項
- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約の内容に関する情報
- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報
- ④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報
- ⑤会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）
- ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律、貸金業法、及び、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインに基づき会員の運転免許証、パスポートその他の資料等によって顧客情報の確認を行った際に収集した情報
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）
- ⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報
- ⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）

（2）当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、（1）により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

#### 第2条（第1条以外での個人情報の利用）

（1）会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）①②③④⑤⑩の個人情報を利用することに同意します。

- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス
- ②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
- ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発

※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp>）に常時掲載しております。

（2）会員は、前項①②の利用について、中止の申出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

#### 第3条（信用情報機関が保有する信用情報の利用及び信用情報機関への信用情報の提供）

（1）信用情報機関が保有する信用情報の利用に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

- ①当社は、会員及び当該会員の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、等）を、当社が加盟する信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」といいます。）（注）及びこれと提携する信用情報機関（以下、「提携信用情報機関」といいます。）に提供し、会員及び当該会員配偶者に関する信用情報（（3）、①に定める情報をいいます。以下同じ）をこれら信用情報機関に照会します。
- ②上記①の照会により、これら信用情報機関に会員及び当該会員の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、会員の支払能力・返済能力の調査のために利用します。

（注）個人の支払能力・返済能力に関する信用情報を、当該機関に加盟する事業者（以下「加盟事業者」といいます。）に提供

することを業とするものをいいます。

(2) 信用情報機関への信用情報の提供に関する同意

会員は、下記の事項に同意します。

①当社は、会員及び当該会員の配偶者に係る各取引に基づく下表に定める信用情報を、加盟信用情報機関に提供します。これらの信用情報は、当該加盟信用情報機関において下表に定める期間保有され、(3)に記載のとおり利用されます。

当社が提供する信用情報	提供先	株式会社シー・アイ・シー	株式会社日本信用情報機構
各取引の申込みに係る事実（本人を特定するための情報及び申込みの事実）		当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
各取引に係る事実（本人を特定するための情報及び各取引にかかると客観的な取引事実）		契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内
上記、各取引に係る事実と債務の支払いを延滞した事実が含まれる場合		契約期間中及び契約終了後5年間	契約期間中及び契約終了後5年以内

②上記①により、当社が提供する信用情報は下記のとおりです。

a. 株式会社シー・アイ・シー

会員及び当該会員の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号等）

申込・契約内容に係る情報（契約の種類、申込日、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数、等）

支払い等に係る情報（請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報、等）

b. 株式会社日本信用情報機構

会員及び当該会員の配偶者の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、勤務先、勤務先電話番号運転免許証等の記号番号等）

申込・契約内容に係る情報（契約の種類、契約日、契約額、貸付額、保証額等）

支払い等に係る情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

(3) 信用情報機関による信用情報の利用及び加盟事業者に対する提供に関する同意

会員は、加盟信用情報機関が、当該機関及び提携信用情報機関の加盟事業者による会員及び当該会員の配偶者の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、及び加盟事業者に提供することに同意します。

①信用情報機関が保有する信用情報

加盟信用情報機関は、下記の信用情報を保有します。

a.上記(2)①により、当社を含め、信用情報機関の加盟事業者から提供を受けた情報

b.信用情報機関が収集したa以外の情報

c.信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報

②信用情報機関による信用情報の利用

加盟信用情報機関は、保有する信用情報を下記のとおり利用します。

a.信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理

b.信用情報の分析等の処理及びそれに基づく数値等の情報の算出

③信用情報機関による加盟事業者に対する信用情報の提供

加盟信用情報機関は、信用情報(①a. b. c)を加盟事業者へ提供します。また、信用情報(①a.)を、提携信用情報機関を通じてその加盟事業者へ提供します。

(4) 加盟信用情報機関及び提携信用情報機関

①加盟信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、各取引中に新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合は、別途、書面（電磁的記録を含みます。）により通知し、同意を得るものとします。

a.株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先 0570-666-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的及び利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイド」については、上記の同社のホームページをご覧ください。

b. (株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

#### ②提携信用情報機関の名称等

提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

お問い合わせ先 03-3214-5020

ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

### 第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

(1) 会員は、当社及び加盟信用情報機関並びに提携信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

①当社に開示を求める場合には、第6条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。

②加盟信用情報機関及び提携信用情報機関に開示を求める場合には、加盟信用情報機関にご連絡ください。

(2) 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

### 第5条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。ただし、第2条(1)①②に同意しないことを理由に各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

### 第6条(問い合わせ窓口)

当社の保有する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、第2条(2)①②の営業目的での利用の中止、その他ご意見の申出に関しましては、以下までお願いします。

#### 相談窓口

お客様のカードの種類やご用件に応じた専用窓口をご用意しております。詳細は、各種お問い合わせをご確認ください。

お問い合わせ先がご不明な場合は、下記の当社インフォメーションセンターまでご連絡ください。

〒165-8555 東京都中野区江原町1-13-22

インフォメーションセンター

TEL 0570-064-133

### 第7条(契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用)

(1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引が不成立となった事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①会員との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用

②第3条(2)に基づく加盟信用情報機関への登録

(2) 各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

(3) 第1項②は、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されません。

### 第8条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

### 第9条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

### 第10条(提携クレジットカードの特則)

会員は、各取引が、当社が第三者(以下「提携先」という)と提携して発行するクレジットカード(以下「提携カード」とい

う)に係る契約の場合には、当社は本同意条項に基づき、提携先は「提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」に基づき、各々当該会員の個人情報を個別に収集・利用することに同意します。なお、会員が第1条（1）の個人情報の変更を当社又は提携先のいずれかに届け出たときも同様とします。

#### ■個人情報保護管理者

当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者（コンプライアンス担当役員）を設置しております。

2025年7月現在

## 提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項

### 第1条（適用）

本同意条項は、申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）が申込書表記の企業（以下「提携企業」という）が株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という）と提携して発行するクレジットカード（以下「提携カード」という）の申込みを行う場合に適用します。

### 第2条（同意）

会員は提携企業が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。

#### [収集・保有・利用する個人情報]

- 提携カード申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が提携企業に届出た事項
- 提携企業における提携カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

#### [利用目的]

- 提携企業の提供する提携カードの機能・サービス及びその他提携企業の事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス
- 提携企業の提供する提携カードの機能・サービス及びその他提携企業の事業に関する、市場調査、商品開発

※提携企業の具体的な事業内容は提携企業ホームページ又はセゾンホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp>）等に常時掲載しております。

### 第3条（提携企業との同意事項の適用）

提携企業と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、提携企業との同意事項が適用されます。

## 個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項（SAISON ID）

申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用、預託）

1. 会員は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）との間の、SAISON ID規約第1条第2項に定義する本サービス（以下「本サービス」という）の提供、管理運営及び改善のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- 本サービス所定の申込時もしくは本サービスにおいて、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の電子メールアドレス、携帯電話番号、連絡先情報等、及びその他当社に届け出のあった事項
- 会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申出等により、当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）
- 本サービスの利用履歴（本サービスの申込み、利用にかかるアクセス日時（ログイン履歴）等を含みます）

2. 当社が本サービスの提供及び管理運営、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、（1）により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

### 第2条（第1条以外での個人情報の利用）

1. 会員は、第1条（1）に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条（1）の個人情報を利用することに同意しま

す。

1. 当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業におけるサービス提供、電話・メール（ショートメッセージを含みます）でのメッセージによる営業案内、関連するアフターサービス

2. 当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の電話・メール（ショートメッセージを含みます）でのメッセージによる営業案内

3. 当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む。）、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発

※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）に常時掲載しております。

2. 会員は、前項①②の利用について、中止の申出ができます。

### 第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、当社に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

当社に開示を求める場合には、第5条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

2. 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

### 第4条（本同意条項に不同意の場合）

当社は会員が本サービスのお申込みに必要な記載事項（本サービスの申込書、申込画面等で会員が記載、届け出すべき事項）の記載、届け出をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、本サービスのお申込みをお断りしたり、本サービスを終了させることがあります。ただし、第2条（1）①②に同意しないことを理由に本サービスのお申込みをお断りしたり、本サービスを終了させることはありません。

### 第5条（問い合わせ窓口）

当社の保有する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申出、第2条（2）①②の営業目的での利用の中止、その他ご意見の申出に関しましては、以下までお願いします。

お客様のカードの種類やご用件に応じた専用窓口をご用意しております。詳細は、各種お問い合わせをご確認ください。

お問い合わせ先がご不明な場合は、下記の当社インフォメーションセンターまでご連絡ください。

〒165-8555 東京都中野区江原町1-13-22

インフォメーションセンター

TEL 0570-064-133

### 第6条（契約の不成立時及び終了後の個人情報の利用）

1. 本サービスにかかる契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、本サービスにかかる契約が不成立となった事実、及び第1条（1）に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

会員との本サービス（新たなお申込みを含む）又はNetアンサー、Portalアプリに関して、当社が管理（本サービスのセキュリティ対策を含みます）目的とする利用

2. 本サービスにかかる契約が終了した場合であっても、第1条（1）に基づき当社が取得した個人情報は、前項に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

### 第7条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

### 第8条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

#### ■個人情報保護管理者

当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者（コンプライアンス担当役員）を設置しております。

---

## Cookie等の個人関連情報の同意に関する特約条項

## 第1条 (Cookie等の情報の取扱い)

- 1 会員は、当社が行う次項以下の情報の取扱いについて同意します。
- 2 当社は、各種情報を一元管理し分析する基盤を提供する事業者 (DMP (データ マネジメントプラットフォーム) 事業者) と提携し、当該事業者から、会員に関する以下の個人関連情報の提供を受け、これを個人データとして取得します。当社は、(1) 与信判断及び与信後の管理のため、(2) クレジット関連事業及び金融サービス事業 (それらに付随して提供するサービスを含む。)、並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発のために、当該情報を取り扱います。
  - ①Cookie等のインターネット上の閲覧履歴に関する情報 (これらの情報を突合、分析等することにより得られる情報を含みません。)
  - ②ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項

以上

■本カードをお申込みいただいたお客様のうち、当社が、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき行うお客様の本人確認をオンラインで行う場合 (お客様の写真付き本人確認書類と、お客様の画像をアップロードいただく方法により行うものをいいます) は、以下の特則が適用されます。

## 個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項・オンライン本人確認に関する特則

申込者 (以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という) は、今回の取引のお申込みにあたり、「個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項」 (以下「本同意条項」という) の一部として、個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項・オンライン本人確認に関する特則 (以下「本特則」という) も合わせて同意します。

なお、当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づきオンラインで行う本人特定事項の確認 (本特則において「オンライン本人確認」という) の業務の一部を、株式会社Liquid (以下「Liquid」という) に委託しております。

### 第1条 (第三者提供)

- (1) 会員は、今回のお申込みに係る当社との取引を行うため、Liquid自ら会員に対し提供する本人認証サービス (以下「Liquidサービス」という) を利用します。
- (2) 前項に基づき会員がLiquidサービスを利用するため、当社は、会員に代わって、会員の氏名、生年月日、住所、及び画像情報 (会員の容貌等に関するもの、及び運転免許証その他の当社が認める顔写真付き本人確認書類に関するもの) (以下、総称して以下「提供情報」という) を、Liquidに提供するものとし、会員は、これに同意します。
- (3) Liquidは、以下の目的で提供情報を保有し利用します。Liquidにおける個人情報の取扱いについては、同社プライバシーポリシー (<https://liquidinc.asia/privacy-policy/>) をご覧ください。
  - ①Liquidが本人認証サービスを提供するため
  - ②上記①のサービス提供に付随する本人確認、認証のため
  - ③Liquidの技術開発 (顔認証エンジン機械学習・画像品質自動判定機械学習・ランダムアクション自動判定機械学習・偽造書類、なりすまし登録検知のための機械学習・不正登録検知を含みます) のため
  - ④上記①又は②に付随するアフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため

### 第2条 (本特則に不同意の場合)

当社は、会員が各取引のお申込みに必要な情報の提供をされない場合及び本特則の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。

### 第3条 (その他)

その他本特則に定めのない事項については、本同意条項の規定に従います。

以上

## セゾンカード規約

### 第1章 (カードの発行)

#### 第1条 (カードの発行)

- (1) 本規約を承認してセゾンカード (以下「カード」という) 利用の申込みをされた方であって、株式会社クレディセゾン (以

下「当社」という)がカード利用を承諾した方(以下「本会員」という)に対し、当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

(2) 当社は、本会員が本会員の代理人として予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上で家族カードを利用させることの申込みをされ、当社がご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という)に家族カードを発行いたします。

(3) 本会員は、家族カードの利用が全て本会員の代理人としての家族会員による利用となることを承諾し、家族カードの利用により生じる一切の責任を負うことを承諾するものとします。

(4) 本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含みます。)をいずれも賠償するものとします。

(5) 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず代理人でなくなった場合は、家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申出以前に代理権が消滅したことを、当社に対して主張することはできません。

(6) 家族カードを発行することができるカードは、当社が指定します。

(7) 会員は、セゾンサークル会員とします。

## 第2条 (カードの貸与)

(1) 会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カードの券面に表示される場合には、カード表面(4桁)又はカード裏面(3桁)に印字される数値をいう。)等(以下総称して「カード情報」という。)は、カードの券面に表示され又は当社所定の方法で会員に対し別途通知されます。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めるときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。

(2) カード及びカード情報は、会員本人に限って利用できるものであり、会員は、カードを貸与、預託、譲渡、又は質入その他の担保利用などをすることはできません。また、カード情報を会員以外の者に使用させたり提供したりすることもできません。

第6条 (保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払) (1) その他の場合におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は、本会員の負担とします。

(3) 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います(ただし、カードに署名欄がない場合を除きます。)

(4) 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が他人に利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

## 第3条 (有効期限)

(1) カードの有効期限は、当社が定めます。

(2) (1)の有効期限までに特に本会員からのお申出がなく、当社が引き続き会員として認めた方にカードを更新いたします。

## 第4条 (暗証番号)

(1) 会員は、カードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

(2) 会員が本人以外に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担となります。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

(3) 会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。

## 第2章 (カードによる商品購入等)

### 第5条 (カードのご利用)

(1) 会員は、当社の指定する店舗・施設・売場等(以下「店舗」という)で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、当社に立替払を委託するとともに、商品・権利の購入又はサービスの提供(商品・権利・サービスを以下「商品等」という)を受けることができます(以下「商品購入」という)。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、カードのご利用又は商品等の購入を取り消し、その精算をされる際には当社の定める方法でお手続きいただくことを予め承認いただきます。

(2) (1)の規定にかかわらず、当社の指定する店舗においては、立替払いではなく、当社が商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、カードのご利用又は商品等の購入の取消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第11条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、店舗に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。

(3) 当社が認める店舗又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えて非接触ICカードを専用端末にかざすこともしくはカード情報を通知する方法等により、商品購入できるも

のとします。

(4) カードのご利用に際しては、当社が認めた場合を除き、当社の承認が必要となります。この場合、店舗が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。

(5) カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。なお、会員は、ご利用可能枠を超えたご利用について、第7条(2)②に定める1回払いを指定したものと同等に取り扱われることを承認します。

(6) カードを2枚以上お持ちの場合には、各カード毎に定められたご利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。ただし、それぞれのカードのご利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

#### 第6条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）

(1) インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）との取引（以下「サービス契約」という）に係る継続的サービス利用代金のお支払にカードをご利用される場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものであり、その責任は、本会員の負担となること及び当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払うことを承認の上、第7条（弁済金等の支払方法等）により当社へお支払いいただきます。

(2) カードでの継続的なお支払を中止される場合は、カード解約の有無にかかわらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者に申出をし、承諾を得ていただきます。

(3) カード情報が変更された場合は、会員において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨を申し出ていただきます。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業提供者に通知することがあります。

(4) 会員又はカード解約された元会員（以下「会員等」という）が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払を行ったときにも、会員等にはそのご利用代金を第7条(1)によりお支払いいただきます。

(5) カードが解約又は利用停止となった場合は、当社は、継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払を中止できません。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は、責任を負いません。なお、会員等が当該サービス契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きいただきます。

(6) 会員には、各サービス契約申込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。

#### 第7条（弁済金等の支払方法等）

(1) 商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。

①お支払は、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。

②支払金額は商品購入代金を毎月10日（以下「利用締切日」という）に締め切り、当月14日（以下「利用算定日」という）に

(2)により算定した額とし、翌月4日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という）にお支払いいただきます。

③事務上の都合により前月又は翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。

(2) 会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1回払い、ボーナス一括払い、2回払い又はボーナス2回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1回払い以外のご利用は、当社が指定する店舗・商品等・期間に限りです。なお、支払方法のご指定がない場合には、1回払いとなります。

①リボルビング払い－利用算定日における利用締切日までにご利用されたリボルビング払いの商品購入代金の残高（以下「リボ算定日残高」という）を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上5千円単位で予め指定した金額（以下「弁済金」という）をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は、利用締切日の翌日から翌月4日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。この場合のリボ手数料は、利用締切日の翌日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。また、定額コースを選択の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に1万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。

②1回払い（支払回数・1回）－商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額一括してお支払いいただく方法です。

③ボーナス一括払い（支払回数・1回）－商品購入代金締切後、最初のボーナス月（1月又は8月）のお支払日に一括してお支払いいただく方法です。

④2回払い（支払回数・2回）－商品購入代金締切後、最初及びその次のお支払日の2回で均等分割してお支払いいただく方法です。なお円未満の端数が出た場合には2回目にお支払いいただきます。

⑤ボーナス2回払い（支払回数・2回）－商品購入代金締切後、最初及びその次のボーナス月（1月及び8月又は、8月及び1月）

のお支払日の2回で、均等分割してお支払いいただく方法です。なお円未満の端数が出た場合及び分割払手数料は2回目にお支払いいただきます。支払期間、実質年率、分割払手数料は、末尾「ボーナス2回払いのお支払について」に記載のとおりです。

(3) 支払変更の申出があり、当社が認めた場合には、会員は以下の支払方法に変更できます。

①支払方法の変更（分割払い）－1回払い分及びボーナス一括払い分を分割払いに変更できます（なお、「分割払い」とは、商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に分割払手数料を加算した金額について、会員が指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法をいいます。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。）。この場合、カード利用時点で分割払いの利用があったものとみなします。なお、分割払いの支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は、末尾「分割払いのお支払について」に記載のとおりです。

②支払方法の変更（スキップ払い、支払回数・2～6回、スキップ指定月以外は手数料のみのお支払）－支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、1回払いのご利用分について当初のお支払日（以下「当初お支払日」という）が属する月から6ヶ月後の月までのうち会員が指定した月（以下「スキップ指定月」という）のお支払日（以下「スキップお支払日」という）に一括してお支払することができます。なお、会員は一度指定したスキップ指定月を再度変更することはできません。会員にはスキップ払いに変更した商品購入代金に対し当初お支払日が属する月の5日からスキップお支払日が属する月の4日までの手数料をお支払いいただきます。手数料は、毎月5日（初回は当初お支払日が属する月の5日）から翌月4日までの期間について、日割計算したものを翌々月のお支払日にお支払いいただきます。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。

③支払方法の変更（リボルビング払い）－1回払い分、ボーナス一括払い分、2回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分からの変更のときは、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなします。ボーナス一括払い分からの変更のときは、変更後最初に到来する利用算定日（ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。）の対象となる利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。2回払い分からの変更のときは、1回目の支払分に相当する利用算定日以前にお申出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなし、当該利用算定日より後にお申出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日（ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となる場合があります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。）にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の4日まで発生します。

④支払方法の自動変更サービス－申出以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ) リボルビング払いに変更する時点で商品購入に係るご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた店舗・商品等での利用の場合。

(ハ) (3) ①②による支払方法での利用の場合。

(4) (2) ①の弁済金（(3) ②による変更後の弁済金を含む）、(2) ②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び(2) ③から⑤、(3) ①②によって各回ごとにお支払いいただく金額（以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という）は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申出のない場合は承認されたものとします。

(5) 本会員は、当社が定める日までにお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額できます。

(6) 手数料率、末尾「月々のお支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第19条（本規約の変更等）の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。

## 第8条（遅延損害金）

(1) 弁済金等のお支払を遅滞した場合は当該金額（第7条（弁済金等の支払方法等）(2) ①、(3) ②、③の手数料を除きます。）に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金に対する遅延損害金は、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。

(2) 第20条（期限の利益喪失）に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%の割合で、分割支払金の残金全額については法定利率により計算した遅延損害金をいただきます。

(3) 遅延損害金の料率の変更については第7条（弁済金等の支払方法等）(6)を適用いたします。

## 第9条（商品の所有権）

購入された商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されます。

## 第10条（見本、カタログ等と現物の相違）

見本、カタログ等により商品購入された場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、ご利用店舗に対し商品等の交換又は契約の解除を申し出ることができます。

## 第11条（支払停止の抗弁）

(1) 本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等のお支払を停止することができます。

- ①商品・権利の引渡しやサービスの提供がなされない等の場合。
- ②商品の破損、汚損、故障、又は商品・権利に何らかの欠陥がある場合。
- ③会員が商品購入により店舗に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。

(2) 当社は、本会員から(1)のお支払の停止のお申出があったときは、直ちに当社の定める手続をいたします。

(3) (2)のお申出のときは、問題解決のために店舗との交渉に努めていただきます。

(4) (2)のお申出のときは、上記内容が分かるものを書面で(資料がある場合には資料を添付して下さい)当社に提出していただきます。また、お申出の内容を当社が調査するときは、ご協力いただきます。

(5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、お支払を停止することはできません。

- ①商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。
- ②会員の指定した支払方法が1回払いのとき。
- ③リボルビング払いで利用した1回の商品購入に係る現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。
- ④リボルビング払い以外の支払方法で利用した1回の商品購入に係る支払総額が4万円に満たないとき。
- ⑤本会員によるお支払停止のお申出内容が信義に反すると認められるとき。

### 第3章 (キャッシングサービス)

#### 第12条 (キャッシングサービス)

(1) 本会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けられます。本会員が申し込み当社が認めた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。

- ①当社の提携する金融機関等組織の現金自動預払機(以下「ATM」という)を利用する方法。
- ②当社所定の手続により第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①で本会員が指定した金融機関口座に振り込む方法。
- ③その他当社が定める方法。

(2) 1回当たりの融資金額は、原則として1万円単位といたします。ただし、(1)②の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。キャッシングサービスのご利用可能枠及び利用の停止については第5条(カードのご利用)

(5)、当社クレジットカードを2枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、及びそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第5条(6)を適用いたします。

(3) 当社は、会員のキャッシングサービスの利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスのご利用をお断りすることがあります。

#### 第13条 (融資金の支払方法等)

(1) キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)及び利息(融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という)の支払金額は、融資金等を毎月末日(以下「融資金締切日」という)に締め切り、翌月14日(以下「融資金算定日」という)に(2)(3)により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第7条(弁済金等の支払方法等)(1)に定めるお支払日と総称して、以下「お支払日」という)に、お支払いいただきます。

(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただきます。なお、ご利用方法によっては、返済方式の一部を選択できないことがあります。

①リボルビング方式-本会員が予め選択した以下の標準コース、ゆとりコース又は長期コースによりお支払いいただく方法です(長期コースは、当社が認めた場合に限り選択可能です)。なお、利息が末尾「キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表」に定める金額を超えるときは、利息を超えるまで、当該金額に1千円単位で加算した金額がお支払額になります。ただし、加算する金額の上限は5千円までとします。

○標準コース-毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したリボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。

○ゆとりコース-毎月のお支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ(融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ)増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

○長期コース-毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、以降融資金リボ残高が5万円増す毎に支払金額を2千円ずつ増額します。

②一括払い-お支払日に融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です(①の毎月の支払金額と②による支払金額とを合わせ、以下「返済金」という)。

③支払方法の変更-支払方法変更の申出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく金額は、①の融資金リボ残高及び変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。

④支払方法の自動変更サービス-当社所定の方法により、すべての融資金等の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。

(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。リボルビング方式の利息（初回利息を除く）は、融資金リボ残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。また、一括払い及び、リボルビング方式の初回利息は、ご利用日の翌日から融資金締切日の翌々月4日までを日割計算とします。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。

(4) 返済金の支払方法については第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①、③を、返済金の請求通知等については第7条（4）を、返済金の増額については第7条（5）を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第7条（6）をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払も可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。

(5) (3) 又は (4) の規定に関わらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいただきます。

(6) 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面（電磁的方法によるものを含む）をキャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交付するものとします。ただし、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて本会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付できるものとします。

(7) (6) の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。

#### 第14条（遅延損害金）

(1) 返済金のお支払を遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の年率（ただし、年20.0%を上限とします）で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

(2) 第20条（期限の利益喪失）に該当した場合は、残債務（融資金）の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率（ただし、年20.0%を上限とします）で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。

(3) 遅延損害金の利率の変更については第7条（弁済金等の支払方法等）（6）を適用いたします。

#### 第4章（共通事項）

##### 第15条（支払額の充当方法）

(1) 本会員からお支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払が、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。

(2) (1) の規定にかかわらず、リボルビング払いの支払停止抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

##### 第16条（カードの紛失、盗難等）

(1) カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合（以下「紛失等」という）、会員には、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面をご提出の上、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。

(2) (1) の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社に連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員にお支払いいただきます。

①会員が第2条（カードの貸与）に違反したことによる場合。

②①以外に、会員が本規約に違反した場合。

③会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。

④第4条（暗証番号）（2）にあたる場合。ただし、第4条（2）ただし書に該当する場合は除きます。

⑤カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。

⑥（1）に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出（以下、これらにつき本号において「各手続」という）において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により（1）の各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

⑦戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。

##### 第17条（カードの再発行）

紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には、会員には当社所定の手続をおとりいただき、当社が認めた場合に再発行します。この場合、本会員には当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

##### 第18条（お届け事項の変更等）

(1) 本会員には、住所、氏名、電話、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項（取引目的等を含みます。）等に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続をおとりいただきます。

(2) 当社が本会員から届け出があった連絡先に請求書、通知書などを送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到

着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により（1）の変更手続をとれなかったと当社が認めた場合を除きます。

（3）当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

#### 第19条（本規約の変更等）

（1）当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

（2）当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

#### 第20条（期限の利益喪失）

（1）以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

①弁済金又は分割支払金のお支払が遅れ、当社が20日以上相当な期間を設けて支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払がなかったとき。

②商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本会員の弁済金等のお支払が1回でも遅れたとき。

③お支払が完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。

④①以外のお支払が1回でも遅れたとき。ただし、返済金については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。

⑤自ら振出し又は引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。

⑥差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。

⑦本会員又は本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。

⑧カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。

（2）以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。

①（1）①から④及び⑧を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。

②本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。

③会員が、第22条（その他承諾事項）（4）の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条（5）に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、当社が、同条（4）もしくは第23条（マネー・ローンダリング等の禁止）（2）に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

#### 第21条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で紛争が生じた場合は、訴額の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所といたします。

#### 第22条（その他承諾事項等）

（1）会員は、以下の事項を予め承認いただきます。

①第7条（弁済金等の支払方法等）（2）①、（3）②、③の手数料、第13条（融資金の支払方法等）（3）の融資金の利息並びに第8条（遅延損害金）及び第14条（遅延損害金）の遅延損害金は、年365日（うるう年は年366日）の日割計算で行うこと。

②本会員のカードについて第7条（1）①の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お振替の金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。

③当社が、本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。

④カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。

⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス（以下「付帯サービス」という。）を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。

（2）会員は、以下の義務を負うことを承認します。

①第7条（4）に定めるご利用明細書について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、ご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面であ

る場合を除きます。また、会員からの申し出により当社がご利用明細書の再発行を行う場合、本会員には当社所定の再発行費用をご負担いただきます。

②キャッシングサービスのご利用及び返済金並びに商品購入に係るリボルビング払いの残高のお支払をATMで行う場合、当社所定の利用手数料（ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。）をご負担いただくこと。

③本会員のご都合により第7条（弁済金等の支払方法等）、第13条（融資金の支払方法等）以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、お支払に関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

④本会員は、システム処理料、事務手数料およびその他カード利用代金等（ただし、キャッシングサービスの利用代金を除く）の当社が弁済を受領するのに要する費用として、当社が別途定める金額を負担するものとします。ただし、当社は、本会員がお支払日に当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合に限り、本会員に当該費用を請求するものとします。

⑤本会員は、当社に対し、当社の定めるカードサービス手数料とその消費税等をお支払いいただくものとします。カードサービス手数料は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の1日から1年後の会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日に第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの限りではありません。

（イ）会員登録月の1日から締切日までの間に第5条（カードのご利用）又は第6条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）に基づくカードによる商品購入等があったとき、又は第12条（キャッシングサービス）に基づくキャッシングサービスのご利用があったとき。

（ロ）会員登録月の1日から締切日までに第7条（弁済金等の支払方法等）（1）又は第13条（融資金の支払方法等）（1）に基づくお支払いがあったとき。

（ハ）当社所定の特則又は特約が適用される時。

⑥当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。

⑦与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑧（1）②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

（3）当社は、以下の各号の行為を行うことができます。

①当社の本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合に、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすること。

③前号の場合に、カードを無効化するとともに、カードの再発行手続をとること。

④与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。

⑤当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。

（4）本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（5）会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

（6）会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。なお、当社HP「お客様対応方針」にも記載しています。

①暴力、威嚇、脅迫、強要等

②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認められた要求等

(7) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

### 第23条（マネー・ローンダリング等の禁止）

(1) 会員は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローンダリング等」という）の目的で、カードを利用してはいけなものとします。

(2) 当社は、マネー・ローンダリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。

(3) 当社は、マネー・ローンダリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。

### 第24条（会員資格の喪失等）

(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が不適当と認めた場合は、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

①第7条（弁済金等の支払方法等）(1)①の自動振替手続のために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は第22条(2)⑧の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

②第20条（期限の利益喪失）(1)又は(2)各号のいずれかに該当したとき。

③カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社が発行する他のカードを含む当社に対する債務の返済が行われなとき。

④個人情報情報機関の情報により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。

⑤当社がカードを送付したにもかかわらずカードの受取がないとき、又は、第18条（お届け事項の変更等）(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。

⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、もしくはカードの利用内容又は保有状況が不自然であると判断されるとき（ただし、カードの利用目的、店舗、商品等の内容、商品購入代金の支払原資その他当社が必要と認める事項について、会員が合理的な説明及び資料の提供をした場合を除く。）、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなつたとき。

⑦会員が、第22条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条(4)もしくは第23条（マネー・ローンダリング等の禁止）(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

⑧会員が、第22条（その他承諾事項）(5)（6）に掲げる行為を一つでも行ったとき。

⑨本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。

⑩本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。

(2) (1)の処置は、店舗、ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行います。

(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は、当社所定の届出を行っていただき、カードを返却もしくは裁断のうえ破棄していただきます。

(4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。

(5) 会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。

(6) 本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。

### 第25条（日本国外でのカードのご利用）

日本国外でのカードのご利用については、以下の各号が適用されます。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。なお商品購入代金については、国際提携組織が指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料率を加えたレートを適用します。

②商品購入代金及び融資金の支払方法は1回払いといたします。

③本規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。

④当社は当社の指定する国におけるカードのご利用をいつでも中止又は停止することができます。

⑤商品購入に係る契約が解除された場合等における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレート

と本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

## ゴールドカードセゾンの特則

### 第1条（適用）

ゴールドカードセゾン（以下本特則において「本カード」という）については、セゾンカード規約に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。なお、本特則で別段の定めがある場合を除いて、使用される用語の定義は、セゾンカード規約に定めるところによるものとします。

### 第2条（カードの発行）

セゾンカード規約と本特則を承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社がセゾンカード規約第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方に本カードを発行いたします。

### 第3条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日にセゾンカード規約第7条（弁済金の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

### 第4条（弁済金等の支払方法等）

（1）セゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）（2）の会員にご利用の都度ご指定いただく支払方法に分割払いを追加します。また、次の事項を追加します。

⑥分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下表のとおりとなります。

（例）現金価格 50,000円、10回払いの時

- 分割払手数料  $50,000円 \times (5.0円 / 100円) = 2,500円$
- 支払総額  $50,000円 + 2,500円 = 52,500円$
- 各支払日の分割支払金  $52,500円 \div 10回 = 5,250円$

支払回数（回）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
支払期間（ヶ月）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
実質年率（%）	9.0	9.6	10.0	10.3	10.5	10.6	10.7	10.8	10.9	10.9	11.0	11.0	11.1	11.1	11.1	11.1	11.1
現金価格100円 当たりの 手数料の額 （円）	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	9.0	9.5

支払回数（回）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
支払期間（ヶ月）	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
実質年率（%）	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.1	11.1	11.1
現金価格100円 当たりの 手数料の額 （円）	10.0	10.5	11.0	11.5	12.0	12.5	13.0	13.5	14.0	14.5	15.0	15.5	16.0	16.5	17.0	17.5	18.0

（2）分割支払金には（1）で算出した各回の支払金額が含まれます。

（3）セゾンカード規約第7条（3）④支払方法の変更（分割払い）を利用した場合は、（1）の表が適用されます。

（4）分割払いについては、セゾンカード規約第7条（3）④の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。

### 第5条（遅延損害金）

前条の分割支払金のお支払が遅れた場合及びセゾンカード規約第20条（期限の利益喪失）（1）又は（2）のいずれかに該当した場合の遅延損害金については、セゾンカード規約第8条（遅延損害金）を適用します。

#### 第6条（早期完済の場合の特約）

分割払いの場合に、本会員が当初の契約のとおりにお支払され、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いされた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

#### 第7条（融資金の支払方法等）

セゾンカード規約第13条（融資金の支払方法等）（2）①は次のとおりとします。

##### ①リボルビング方式

○3万円コース－本会員が3万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したりリボルビング払いの融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に5千円ずつ増額します。

○5万円コース－本会員が5万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に5千円ずつ増額します。

○10万円コース－本会員が10万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に5千円ずつ増額します。

○ゆとりコース－毎月のお支払日に、融資金等を4千円（融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円）ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ（融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ）増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

#### 第8条（会員資格の喪失等）

セゾンカード規約第24条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。

- ⑩年会費のお支払がないとき。

### セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則

#### 第1条（適用）

セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード（以下本特則において「本カード」という）については、セゾンカード規約に加え本特則を適用いたします。両規定が重複する場合は、本特則を優先いたします。なお、本特則で別段の定めがある場合を除いて、使用される用語の定義は、セゾンカード規約に定めるところによるものとします。

#### 第2条（カードの発行）

セゾンカード規約と本特則を承認の上当社に入会のお申込みをされ、当社がセゾンカード規約第1条に定める本会員又は家族会員として認めた方に本カードを発行いたします。

#### 第3条（年会費）

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月（以下「会員登録月」という）の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、締切日の翌々月4日にセゾンカード規約第7条（弁済金等の支払方法等）（1）①に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードを解約又は会員資格を喪失した場合でもお返ししません。

#### 第4条（会員資格の喪失等）

セゾンカード規約第24条（会員資格の喪失等）に以下の事項を追加します。

- ⑩年会費のお支払がないとき。

#### 第5条（外国通貨建て取引の円換算方法）

セゾンカード規約第25条（日本国外でのカードのご利用）①は以下のとおりとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料3.85%（アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料3.60%）を加えた換算レートを使用します。

#### 第6条（セゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード）

平成22年5月31日までに発行されたセゾンカードインターナショナル・アメリカン・エクスプレス・カード及び、当社が第三者と提携して発行する本カードは、本特則第3条（年会費）及び第4条（会員資格の喪失等）で追加したセゾンカード規約第24条

- ⑩の規定を除くその他の規定が適用されます。

## 第7条 (セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード)

セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード及びセゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カードについては、セゾンカード規約第13条（融資金の支払方法等）（2）①は次のとおりとします。

### ①リボルビング方式

○3万円コース－本会員が3万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したりリボルビング払いの融資金残高（以下「融資金リボ残高」という）が60万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。

○5万円コース－本会員が5万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が100万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。

○10万円コース－本会員が10万円ずつお支払日にお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が200万円を超えたときは、支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。

○ゆとりコース－毎月のお支払日に、融資金等を4千円（融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円）ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円ずつ（融資金リボ残高が30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円ずつ）増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

## 附則

### 第1条 (セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第5条 (外国通貨建て取引の円換算方法) に関する読み替え規定

2024年12月1日ご利用分までは、セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第5条（外国通貨建て取引の円換算方法）は、以下の規定に読み替えて適用します。

### 第5条 (外国通貨建て取引の円換算方法)

セゾンカード規約第25条（日本国外でのカードのご利用）①は以下のとおりとします。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、当社及び国際提携組織の定める方法により、円に換算した金額をお支払いいただきます。なお、アメリカン・エクスプレスが換算する場合、カードの利用代金が米ドル以外の外国通貨建てで生じたときは、カードの利用代金を一旦米ドルに換算後これを円換算するものとし、商品購入代金については、円換算時に外貨取扱手数料2.0%（アメリカン・エクスプレスが定める外貨取扱手数料0.25%、当社が定める外貨取扱手数料1.75%）を加えた換算レートを使用します。

### ■ショッピングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表（セゾンカード規約第7条（2）①参照）

標準コース		長期コース	
リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1～100,000円	10,000円	1～60,000円	3,000円
100,001～は、 50,000円増すごとに	5,000円ずつ加算	60,001～200,000円は、 20,000円増すごとに	1,000円ずつ加算
定額コース	5千円以上5千円単位でご指定いただいた金額をお支払いいただきます。	200,001～400,000円は、 25,000円増すごとに	1,000円ずつ加算
		400,001～500,000円は、 50,000円増すごとに	1,000円ずつ加算
		500,001～は、 50,000円増すごとに	2,000円ずつ加算

注1. 弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

注2. 定額コースをご利用の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に1万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。

### ■ボーナス2回払いのお支払について（セゾンカード規約第7条（2）⑤参照）

(例) 現金価格 50,000円 (税込) のとき

● 分割払手数料 50,000円 × (3.0円/100円) = 1,500円

- 支払総額 50,000円+1,500円=51,500円
- 各お支払日の分割支払金 1回目 25,000円、2回目 26,500円

利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月
2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月
支払回数 (回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
支払期間 (ヶ月)	11	10	9	8	7	6	12	11	10	9	8	12
実質年率 (%)	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	10.29	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79
現金価格100円当たりの 手数料の額 (円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

※利用月は、当月11日から翌月10日とします。ただし、ご利用になった店舗又は事務上の都合により翌月以降の利用月で処理される場合があります。

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

※実質年率は、小数点第3位を切り上げて表示しています。

■分割払いのお支払について (セゾンカード規約第7条 (3) ①参照)

(例) 現金価格 50,000円、10回払いの時

- 分割払手数料 50,000円×(8.2円/100円) = 4,100円
- 支払総額 50,000円+4,100円 = 54,100円
- 各支払日の分割支払金 54,100円÷10回 = 5,410円

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
支払期間 (ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
実質年率 (%)	14.7	15.6	16.3	16.7	17.0	17.2	17.4	17.5	17.6	17.7	17.8	17.8	17.8	17.9	17.9	17.9	17.9
現金価格100円 当たりの 手数料の額 (円)	2.5	3.3	4.1	5.0	5.8	6.6	7.4	8.2	9.1	9.9	10.7	11.5	12.3	13.2	14.0	14.8	15.6

支払回数 (回)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
支払期間 (ヶ月)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
実質年率 (%)	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7
現金価格100円 当たりの 手数料の額 (円)	16.4	17.3	18.1	18.9	19.7	20.5	21.4	22.2	23.0	23.8	24.6	25.5	26.3	27.1	27.9	28.7	29.6

■スキップ払いのお支払について (セゾンカード規約第7条 (3) ②参照)

(例) 2/15 現金価格 100,000円 (税込)、3ヶ月スキップのとき

- 分割払手数料 100,000円×15.00%÷365日×91日 = 3,735円
- 支払総額 100,000円+3,735円 = 103,735円
- 支払回数 3回
- 各お支払日の分割支払金

ご購入 (現金価格)	2/15 1回払い 旅行代金 100,000円 (税込)
------------	------------------------------

お支払額（弁済金）	1,231円	101,273円	1,231円
弁済金計算期間	4/5～5/4	5/5～6/4	6/5～7/4
手数料	100,000円 ×15.0%÷365日 ×10日+100,000 円×15.0%÷365日 ×20日=1,231円	100,000円 ×15.0%÷365日 ×10日+100,000 円×15.0%÷365日 ×21日=1,273円	100,000円 ×15.0%÷365日 ×10日+100,000 円×15.0%÷365日 ×20日=1,231円
スキップ払い	-	お支払設定月 (3か月)	-
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表

融資金リボ残高	セゾンカード (セゾンカード規約 第13条(2)①参照)			ゴールドカードセゾン、セゾンプラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード、セゾンローズゴールド・アメリカン・エクスプレス・カード (ゴールドカードセゾンの特則第7条、セゾン・アメリカン・エクスプレス・カードの特則第7条参照)			
	月々のお支払額（返済金）			月々のお支払額（返済金）			
	標準コース	ゆとりコース	長期コース	3万円コース	5万円コース	10万円コース	ゆとりコース
1～100,000円まで	10,000円	4,000円	4,000円	融資金リボ残高 600,000円 までは 30,000円	融資金リボ残高 1,000,000 円までは 50,000円	融資金リボ残高 2,000,000 円までは 100,000円	4,000円
100,001円～ 150,000円まで		8,000円	6,000円				8,000円
150,001円～ 200,000円まで			8,000円				
200,001円～ 250,000円まで	15,000円	12,000円	10,000円				12,000円
250,001円～ 300,000円まで			12,000円				
300,001円～ 350,000円まで	20,000円	11,000円	14,000円				11,000円
350,001円～ 400,000円まで			16,000円				
400,001円～ 450,000円まで	25,000円	14,000円	18,000円				14,000円
450,001円～ 500,000円まで			20,000円				
500,001円～ 550,000円まで	30,000円	17,000円	22,000円				17,000円

550,001円～ 600,000円まで			24,000円				
	以降 100,000円 増すごとに 5,000円ず つ加算	以降 100,000円 増すごとに 3,000円ず つ加算	以降 50,000円 増すごと に2,000円 ずつ加算	以降 100,000円 増すごとに 5,000円ず つ加算	以降100,000 円増すごとに 5,000円ずつ 加算	以降100,000 円増すごとに 5,000円ずつ 加算	以降 100,000円 増すごとに 3,000円ず つ加算

※利息は毎月のお支払額に含まれております。

※新たなお借入れ又は、お支払日前日までにお支払をされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に1,000円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は5,000円までとします。

※月々のお支払額が算出表の該当お支払額に満たない場合には、全額となります。

※ゆとりコースについては、新たなカード利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

※長期コースは当社が認めた場合に限り選択可能です。

### ■ショッピングでのリボ払いお支払の一例

ご利用可能枠20万円・長期コース（実質年率18.00%でご利用の場合）

ご購入（現金価格）	4/11 スーツ 60,000円（税込） 6/11 ブラウス 20,000円（税込）		
お買物可能額	140,000円	142,261円	124,408円
お支払残高	60,000円	57,739円	20,000円
			55,592円
お支払額（弁済金）	3,000円	3,000円	4,000円
リボ手数料	$60,000円 \times 18.00\% \div 365日 \times 25日 = 739円$	$57,739円 \times 18.00\% \div 365日 \times 10日 + 57,739円 \times 18.00\% \div 365日 \times 20日 = 853円$	$55,592円 \times 18.00\% \div 365日 \times 10日 + 55,592円 \times 18.00\% \div 365日 \times 21日 = 849円$ $20,000円 \times 18.00\% \div 365日 \times 25日 = 246円$ $849円 + 246円 = 1,095円$
商品代金充当分	$3,000円 - 739円 = 2,261円$	$3,000円 - 853円 = 2,147円$	$4,000円 - 1,095円 = 2,905円$
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料計算期間が通常年と違う年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は365日でうるう年は366日で計算します。

●一般社団法人日本クレジット協会（JCA）が定める「標準用語」についてセゾンカード規約（特約がある場合は当該特約も含む）のリボ払い・2回払い・ボーナス一括払い・ボーナス2回払い・分割払い・スキップ払いの「商品購入代金」は、標準用語の「利用金額」及び「現金価格」を表しています。

2024年10月現在

# SAISON CARD Digital特約

## 第1条 (SAISON CARD Digital)

(1) 株式会社クレディセゾン (以下「当社」という) が定める「セゾンカード規約」、「セゾンNetアンサー規約 (「電磁的方法による通知に関する特則」含む)」、及び「『セゾンPortal』利用規約」 (以下、総称して「関連規約」という) に加え、本特約を承認し、SAISON CARD Digitalの申込みをされ、当社が、SAISON CARD Digitalの会員になることを承認した方 (以下「SAISON CARD Digital会員」という) に対して、次条に基づきデジタルカード情報の付与又はデジタルカード情報の付与及びカードを発行できるものとします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。なお、SAISON CARD Digitalのサービス詳細は (<https://www.saisoncard.co.jp/rd/digital/users/>) でご確認いただけます。

(2) SAISON CARD Digital会員は、以下に定めるいずれも満たす方であることを条件とします。

- ①当社発行のセゾンカード会員のうち、当社が認める者に提供するインターネットサービス「セゾンNetアンサー」の有効な会員の方
- ②当社が提供するアプリケーション・プログラム「セゾンPortal」 (以下「本アプリ」という) の有効な利用者の方

## 第2条 (カード情報の付与等)

(1) セゾンカード規約第2条 (カードの貸与) の規定にかかわらず、当社は、SAISON CARD Digital会員に対して、物理的なカードの発行に代えて、セゾンカード規約第2条 (カードの貸与) (1) に定めるカード情報のみを付与する (以下、SAISON CARD Digital会員へ付与するカード情報を「デジタルカード情報」という) ものとし、SAISON CARD Digital会員は、デジタルカード情報を本アプリを通じて確認するものとします。

(2) 前項の規定にかかわらず、あらかじめ別に定める場合又はSAISON CARD Digital会員が希望した場合には、当社は、SAISON CARD Digital会員に対して、デジタルカード情報の付与に加え、物理的なカードを発行する (以下、SAISON CARD Digital会員へ発行するカードを「本件カード」という) ものとし、ただし、この場合であっても、セゾンカード規約第2条 (カードの貸与) (1) の規定にかかわらず、本件カードの券面には、カード情報の表示はしないものとし、SAISON CARD Digital会員は、前項同様の方法でデジタルカード情報を確認するものとします。

(3) SAISON CARD Digital会員は、関連規約その他当社が別途に定める規約における「セゾンカード」及び「カード」は、「デジタルカード情報」に適宜読み替え適用されます。また、本件カードが発行された場合には、SAISON CARD Digital会員は、セゾンカード規約の「セゾンカード」及び「カード」として、本件カードの取扱いを行います。

## 第3条 (カード情報等による商品購入等)

(1) セゾンカード規約第5条 (カードのご利用) の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員は、デジタルカード情報を利用して商品購入等を行う場合、セゾンカード規約第5条 (カードのご利用) (3) 後段に定める方法で利用します。

(2) セゾンカード規約第7条 (弁済金の支払方法等) (2) ①の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員がリボルビング払いを利用する場合のリボ手数料の実質年率は、本特約第6条 (電磁的方法による交付) に基づき、電磁的方法により通知するものとします。

## 第4条 (弁済金等の支払方法等)

(1) セゾンカード規約第7条 (弁済金等の支払方法等) (2) の会員にご利用の都度ご指定いただく支払方法に分割払いを追加します。又、次の事項を追加します。

⑥分割払いー商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。ただし、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。

(例) 現金価格 50,000円、10回払いの時  
分割払手数料  $50,000円 \times (8.2円 / 100円) = 4,100円$   
支払総額  $50,000円 + 4,100円 = 54,100円$   
各支払日の分割支払金  $54,100円 \div 10回 = 5,410円$

支払回数 (回)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
支払期間 (ヶ月)	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
実質年率 (%)	14.7	15.6	16.3	16.7	17.0	17.2	17.4	17.5	17.6	17.7	17.8	17.8	17.8	17.9	17.9	17.9	17.9

現金価格 100円当 たりの 手数料の 額 (円)	2.5	3.3	4.1	5.0	5.8	6.6	7.4	8.2	9.1	9.9	10.7	11.5	12.3	13.2	14.0	14.8	15.6
---------------------------------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------

支払回数 (回)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
支払期間 (ヶ月)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
実質年率 (%)	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	17.8	17.8	17.8	17.8	17.8	17.7	17.7	17.7	17.7	17.7
現金価格 100円当 たりの 手数料の 額 (円)	16.4	17.3	18.1	18.9	19.7	20.5	21.4	22.2	23.0	23.8	24.6	25.5	26.3	27.1	27.9	28.7	29.6

- (2) セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回の支払金額を含めます。
- (3) 分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用いたしません。
- (4) 分割支払金のお支払が遅れた場合及びセゾンカード規約第20条(期限の利益喪失)(1)又は(2)のいずれかに該当した場合の遅延損害金については、セゾンカード規約第8条(遅延損害金)を適用します。
- (5) 分割払いの場合に、SAISON CARD Digital会員が当初の契約のとおりにお支払され、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いされた場合、SAISON CARD Digital会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

#### 第5条 (キャッシングサービス)

- (1) SAISON CARD Digital会員がデジタルカード情報によりキャッシングサービスを利用する場合、セゾンカード規約第12条(キャッシングサービス)(1)①の適用はないものとします。
- (2) セゾンカード規約第13条(融資金の支払方法等)(3)の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員の融資利率は、次条に基づき、電磁的方法により通知するものとします。

#### 第6条 (電磁的方法による交付)

(1) 当社は、SAISON CARD Digital会員に対して、セゾンNetアンサー規約電磁的方法による通知に関する特則第3条(電磁的方法による通知)第2項各号に定める通知に加え、以下の法令(法令が変更され所定条項が変更された場合には変更後の条項へ読み替えるものとします。)に基づく書面(以下「対象書面」という)についても電磁的方法により交付することとし、SAISON CARD Digital会員はこれを承諾します。使用する電磁的方法の種類及び内容は、本条第5項に従い、その他電磁的方法に関する規定はセゾンNetアンサー電磁的方法による通知に関する特則に従うものとします。

- ① 割賦販売法第30条第1項、第2項に基づく書面
- ② 貸金業法第16条の2第2項に基づく書面
- ③ 貸金業法第17条第2項に基づく書面

(2) SAISON CARD Digital会員は、当社からSAISON CARD Digital会員が届け出た携帯電話番号に宛てショートメッセージサービスを受信後直ちに、当該ショートメッセージサービスにおいて指定されたURLから対象書面を閲覧し、自己のスマートフォン等の端末媒体にダウンロードするものとします。

(3) 前項において、対象書面が閲覧又はダウンロードができなかった場合、SAISON CARD Digital会員は当社にその旨申し出るものとします。この場合、当社は、対象書面を別途郵送その他の方法で送付し、交付するものとします。

(4) 前各項の規定にかかわらず、当社は、SAISON CARD Digital会員が以下のいずれかに該当する場合には、対象書面を郵送その他の方法で送付し交付するものとします。

- ① 法令等によって書面の交付が必要とされる場合
- ② 通信上のトラブル、インターネット環境の不具合、システム障害等の諸事情により、対象書面の閲覧及びダウンロードが不可能と認められた場合
- ③ その他当社が必要と判断した場合

(5) 本条に定める電磁的方法による交付に係る方法は、SAISON CARD Digital会員が本アプリを通じて情報を閲覧して自身が使用する端末に記録する方法とし、ファイルの記録方式はPDF形式によるものとします。SAISON CARD Digital会員は、これら

を確認の上SAISON CARD Digitalの申込みを行うものとします。

#### **第7条（本アプリでの利用時の本人確認）**

当社は、SAISON CARD Digital会員について、本アプリでのデジタルカード情報の閲覧その他本アプリでの本サービスの一部機能のご利用に当たり、パスコード又は生体認証機能による本人確認を行うものとし、当該確認をもってSAISON CARD Digital会員本人による利用として取り扱います。

#### **第8条（カードの紛失、盗難等）**

(1) SAISON CARD Digital会員には、デジタルカード情報を登録した端末を紛失し又は盗難された場合にも、セゾンカード規約第16条（カードの紛失、盗難等）（1）に従い、当社への連絡、所轄の警察署へのお届け及び当社による調査にご協力いただくものとします。

(2) SAISON CARD Digital会員については、セゾンカード規約第16条（カードの紛失、盗難等）（2）②を以下のとおり読み替え適用するものとします。

(2) ②①以外に、SAISON CARD Digital会員が関連規約に違反した場合。

(3) SAISON CARD Digital会員からデジタルカード情報を登録した端末の紛失し又は盗難された旨のご連絡を当社にいただいたときは、当社は、SAISON CARD Digital会員に事前に通知することなく、デジタルカード情報の閲覧機能を一部停止することがあります。

#### **第9条（カードの再発行）**

セゾンカード規約第17条（カードの再発行）の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員が紛失等（デジタルカード情報が登録された端末を紛失し又は盗難された場合を含む）によりデジタルカード情報又は本件カードが使用不能になった場合、以下各号のとおりとします。なお、本件カードの汚破損等が生じた場合には、セゾンカード規約第17条（カードの再発行）に従います。

①SAISON CARD Digital会員が、紛失等によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与します。なお、当該会員に対して本特約第2条（カード情報の付与等）

(2)に基づき本件カードを発行している場合、デジタルカード情報の再付与に加え、当社が認めた場合、本件カードを再発行します。この場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

②本特約第2条（カード情報の付与等）（2）に基づき本件カードを発行しているSAISON CARD Digital会員が、紛失等により本件カードが使用不能になった場合、当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与するとともに、本件カードを再発行します。この場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

③前各号のいずれの場合においても、SAISON CARD Digital会員は、再付与されたデジタルカード情報を、本特約第2条（カード情報の付与等）（1）に定める方法で確認するものとします。

#### **第10条（会員資格の喪失等）**

(1) SAISON CARD Digital会員が、以下各号のいずれかに該当した場合、セゾンカード規約第24条（会員資格の喪失等）（1）が適用されます。

①SAISON CARD Digital会員が、セゾンNetネットアンサー会員資格を喪失したとき。

②SAISON CARD Digital会員が、本アプリの有効な利用者でなくなったとき。

③デジタルカード情報の付与に加えて本件カードの発行が必要であると当社があらかじめ定める場合において、SAISON CARD Digital会員が本件カードの発行又は貸与を受けないとき

(2) セゾンカード規約第24条（会員資格の喪失等）（3）の規定にかかわらず、SAISON CARD Digital会員のご都合でSAISON CARD Digitalサービスの解約又は本件カードの貸与を受けないことを希望される場合は、以下各号のとおりです。

①SAISON CARD Digital会員が、SAISON CARD Digitalサービスを解約される場合、当社所定の届出を行っていただきます。なお、当該会員に対して本特約第2条（カード情報の付与等）（2）に基づき本件カードを発行している場合、本件カードを裁断のうえ破棄していただきます。

②本特約第2条（カード情報の付与等）（2）に基づき本件カードを発行しているSAISON CARD Digital会員が、本件カードの貸与を受けないことを希望される場合、当社所定の届出を行っていただき、本件カードを裁断のうえ破棄していただきます。この場合、当該会員がデジタルカード情報のご利用を希望し、かつ、当社がこれを認めた場合、デジタルカード情報は引き続きご利用いただけます。

#### **第11条（本規約の変更等の準用）**

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本特約の変更等）中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

#### **第12条（適用規約）**

本特約に定めのない事項については、関連規約が適用され、両規定が重複する場合は、本特約を優先します。

## ETCカード規約

### 第1条（本規約の主旨）

本規約は、ETCカードの発行及び利用について定めたものです。ETCカードの利用者（以下「会員」という。）は、本規約を承認し、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程及び関係法令を合せ遵守してETCカードを利用するものとします。

### 第2条（定義）

本規約における次の用語は、以下の通りの定義で用います。

- （1）「ETCカード」とは、道路事業者が運営するETCシステムにおいて利用される通行料金支払いのための専用カードをいいます。
- （2）「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち株式会社クレディセゾンがクレジットカード決済契約を締結した者をいいます。
- （3）「ETCシステム」とは、道路事業者の定める料金所においてETC利用者がETCカード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- （4）「車載器」とは、ETC利用者がETCシステム利用の為車輻に設置する通信を行うための装置をいいます。
- （5）「路側システム」とは、道路事業者の定める料金所のETC車線に設置され、ETC利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置をいいます。
- （6）「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます。

### 第3条（ETCカードの発行・管理責任）

1. 株式会社クレディセゾン（以下「当社」という。）は、当社が発行するクレジットカード会員のうち、本特約を承認のうえ当社の定める方法でETCカードの発行を申込み、当社がETCカードの利用を承諾した場合、当該会員が指定したクレジットカード（以下「指定カード」という。）に追加してETCカードを発行します。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
2. ETCカードは、当社が所有権を有し、当社は、会員に対してETCカードを貸与します。会員は、善良なる管理者の注意をもってETCカードを管理するものとします。会員は、ETCカードを、第三者に貸出し、預託、譲渡、質入れその他担保利用などはできません。
3. 前項に違反し、第三者によるETCカードの使用が発生したことによる損害は、会員が負担します。

### 第4条（ETCカードの利用方法）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受し、通行料金の支払いができます。
2. 会員は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示して通行料金の支払いができます。

### 第5条（ETCカードのご利用代金の支払方法及び利用可能枠）

1. 当社は、ETCカードの利用により発生した通行料金等を、指定カードの利用代金と合算して請求し、会員は、これを支払うものとします。
2. 指定カードによるETCカード利用代金の支払方法は1回払いとなります。ただし、指定カードの支払方法が1回払いを除く特定の支払方法のみに限定されている場合は、当該支払方法が適用されます。
3. 当社は、道路事業者の請求データに基づき会員に対してETCカード利用代金を請求します。会員は、道路事業者の請求データに疑義がある場合、会員と道路事業者間で解決をはかるものとし、当社への支払い義務は免れません。
4. 会員は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて会員がETCカードを利用した場合、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

### 第6条（ETCカードの解約・利用・貸与の停止など）

1. 会員は、当社に対して所定の書類による届出を行うことにより、いつでもETCカードを解約することができます。
2. 指定カードを解約又は資格喪失した場合、ETCカードも同時に解約され、会員の資格を喪失するものとします。
3. 会員が本規約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、又はETCカードもしくは指定カード等（指定カードその他当社発行のクレジットカードをいいます。以下同じ。）の利用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、会員に通知もしくは催告することなくETCカード又は指定カード等の利用停止、返却その他の指定カード等の会員規約の会員資格喪失規定に定める措置をとることができるものとします。
4. 事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約又は会員資格を喪失した後で、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、会員は、当該売上を本規約に基づき当社に支払うものとします。

### 第7条（ETCカードの紛失・盗難等）

1. 会員は、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。

- ETCカードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
- 会員がETCカードを車内に放置していたことにより紛失又は盗難にあった場合、紛失・盗難について会員に重大な過失があったものとみなします。

#### 第8条（ETCカードの再発行）

ETCカードが紛失、盗難、汚破損等により利用できなくなった場合、会員は、当社が定める手続きを行うものとし、当社が認めた場合、当社は、ETCカードを再発行します。この場合、会員は、当社が定める手数料を負担します。

#### 第9条（ETCカードの有効期限）

- ETCカードの有効期限は当社が指定し、ETCカードの券面に印字します。
- 前項の有効期限までに特に会員からの申し出がなく、当社が引続き会員として認めた方には、新しい有効期限が設定されたETCカードを送付します。
- 会員は、有効期限内のETCカード利用により発生した通行料金等について、有効期限到来後といえども本規約に基づき支払いの義務を負うものとしします。

#### 第10条（年会費）

- 会員は、当社に対し、指定カードの年会費とは別に、当社の定めるETCカードの年会費（消費税を含みます。以下同じ。）を指定カードの決済口座を通じて支払うものとしします。
- 会員が当社に支払った年会費については、理由の如何を問わず返還しません。

#### 第11条（カード会社の免責）

当社は、ETCカードのご利用代金の決済に関する事項を除いてETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負いません。

#### 第12条（指定カードの規約）

本規約に定められていない事項については、ETCカードについても指定カードの会員規約が適用されるものとしします。

#### 第13条（本規約の変更等の準用）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は、本規約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「ETCカード規約」と読み替えるものとしします。

2020年1月改定

## SAISON ID 規約

#### 第1条（本サービス・申込等）

- この「SAISON ID規約」（以下「本規約」といいます）は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます）が提供するサービス「SAISON ID」の利用条件を定めています。本規約は、SAISON IDの提供及び利用に適用されます。
- SAISON IDとは、次項に定める会員が、パーソナルコンピューター等（以下「端末」といいます）からインターネットを介して当社所定のウェブサイト（以下「ウェブサイト」といいます）にアクセスした上で当社所定の方法により依頼をした場合に、当社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます）をいいます。
- 本規約をご確認いただき、内容を理解のうえ同意いただいた方で、当社所定の方法により本サービスの登録を申込み、当社が認めた方をSAISON ID会員（以下「会員」といいます。）とし、本サービスにかかる会員と当社との間の契約が成立するものとしします。なお、お申込時に、電子メールアドレス、パスワード（以下「パスワード」といいます）、携帯電話番号並びにその他当社が求める情報がある場合にはそれらの情報をお届けいたします。
- 本サービス利用にあたり、認証のために使用するID（以下「ID」といいます）は、当社が電子メールにより連絡をとることができる、会員がIDとして使用する旨を指定した電子メールアドレス（以下「ログインメールアドレス」といいます）としします。

#### 第2条（本サービスの内容）

- 会員は、本サービスで以下の機能を利用することができます。
  - ID又は携帯電話番号及びパスワード（以下総称して「ID等」といいます）を使用することで、当社が提供するインターネットサービス「Netアンサー」（以下「Netアンサー」といいます）にログインすること。
  - ID等を使用して、NetアンサーのID（セゾンNetアンサー規約第1条第3項に定義するNetアンサーID（以下「NetアンサーID」といいます）の付与を受けること。
  - 第5条第3項に定めるOpenIDと連携することで、OpenID提供者のサービスを受けること。
  - 前各号のほか、当社が会員向けに提供するサービス。
- 本サービスの登録を受けることにより、登録の時点で Netアンサーの登録を受けているクレジットカード（以下「カード」といいます）がある場合、当該カードについては本サービスと関連付けられ、会員は、第1項（1）の本サービスを利用することができます。なお、特定のカードにつき本サービスの利用対象から除外すること、又は、除外したカードを再び本サービスの利用対

象とすることもできます。

3. 本サービスに登録後、会員にクレジットカードが発行された場合において、会員が当該クレジットカードにつきNetアンサーに登録したときは、当該クレジットカードについても本サービスと関連付けられ、自動的に第1項（1）の本サービスの利用対象になります。
4. 前三項の詳細及びその他会員が利用できる本サービスの内容については、当社がウェブサイトにおいて別途掲示するものとします。
5. 第1条第3項に定義するパスワードではなく、Netアンサーのパスワード（Netアンサー規約第1条第2項に定義するNetアンサーパスワードをいいます）を使用する必要があるサービスが一部ございます。詳細については、当社がウェブサイトにおいて別途掲示するものとします。
6. 本サービスの利用にあたり、会員は、本規約のほか当社が定める規定等（以下「関連規定」といい、本規約と総称して「本規約等」といいます）を遵守するものとします。
7. 当社は、入力されたID又は携帯電話番号及びパスワードの一致を確認することによって、会員本人による本サービスの利用とみなします。なお、本サービスの提供において、本人認証のためにその他の手続きを求める場合があります。

### 第3条（会員資格）

以下の項目の一つにでも該当する場合は、本サービスを申込みいただけません。

- (1) ログインメールアドレスが会員以外の第三者が使用又は第三者と兼用する電子メールアドレスの場合
- (2) 既に会員資格をお持ちの場合
- (3) 登録済会員が登録している電子メールアドレスをIDとして申込む場合
- (4) 登録情報に不足又は虚偽がある場合
- (5) 第三者からの委託を受けて申し込む場合
- (6) 本規約違反などを理由として、過去に本サービスの会員資格の取消し等が行なわれていた場合
- (7) その他当社が不相当と合理的に判断する場合

### 第4条（環境）

会員は、自己の責任と負担において、本サービス及び提携先サービスを利用するために必要な、端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。

### 第5条（ID等及びOpenID等）

1. ID等は、会員が善良な管理者の注意をもって使用し管理するものとします。ID等につき改変、盗用または不正使用その他の事故（以下「盗難等」といいます）があっても、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。但し、当社に故意又は過失がある場合は、その限りではないものとします。
2. 会員は、IDもしくはパスワードの盗難等があった場合、IDもしくはパスワードの失念があった場合、又は、IDもしくはパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をし、当社所定の手続きをおとりいただくとともに、当社からの要請があった場合には当社の調査等にご協力いただきます。
3. 会員は、当社が認める第三者が会員に提供する会員の本人確認のための番号等（以下「OpenID」といい、当該第三者を以下「OpenID提供者」といいます）を取得している場合、所定の方法により当該OpenIDとIDを紐付け登録することにより、以後ID等を入力して、当該OpenID提供者が提供するサービスを利用することができます。
4. 会員は、OpenID等を善良な管理者の注意をもって使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりすることのないよう管理するものとします。第1項及び第2項の定めは、それぞれOpenID等の取扱い等に準用されるものとします。
5. 会員は、OpenID提供者と会員との間のOpenIDに関する規約等を遵守するものとします。

### 第6条（本サービスの一時中断）

当社は、本サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要及び天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を中断することがあります。

### 第7条（免責事項）

1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び回線の不通等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合、若しくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 電話回線等の通信経路について盗聴等がなされたことにより、会員のID等、OpenID等又は情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当社がID又は携帯電話番号及びパスワードの一致を確認のうえ取り扱った場合、ID、パスワードにつき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。OpenID及びOpenIDパスワードについても同様とします。

### 第8条（変更の届出）

1. 会員は、申込の際に届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を当社が指定する方法により届け出るものとします。

2. 第1項に基づき変更した登録情報がログインメールアドレスである場合は、第1項の手続きが完了した時点で、変更後のログインメールアドレスが新たなIDとなります。

#### **第9条（通知）**

1. 本サービスの利用及び本規約に基づく会員宛の諸通知は、ログインメールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、電子メールやセキュリティに関するソフトウェアなどの設定を行うものとします。
2. 電子メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、又はログイン電子メールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず第8条の変更の届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。なお、第1項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。

#### **第10条（譲渡等の禁止）**

会員は、本サービスを利用する地位または権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、賃貸その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

#### **第11条（退会）**

会員が本サービスの退会を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。退会登録の完了により、本サービスを利用することができなくなります。この場合、第2条第2項及び第3項の関連付けが解除されます。

#### **第12条（資格喪失）**

会員が下記各号の一にでも該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、会員は本サービスを利用することができなくなり、第2条第2項及び第3項の関連付けが解除されます。

- (1) 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
- (2) 第3条各号のいずれかに該当する場合。
- (3) 本規約等に違反した場合。
- (4) その他当社が合理的に不相当と判断する行為を行った場合。

#### **第13条（損害賠償）**

本規約又は本サービスに関して、利用者に損害が生じた場合でも、それが当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為により生じた場合を除き、当社は一切責任を負わず、何らの補償を行いません。なお、当社が責任を負う場合でも、当社の故意又は重過失に基づく債務不履行又は不法行為により利用者に損害が生じた場合を除き、当社が負う責任の範囲は、利用者に現実発生した通常損害の範囲に限られます。

#### **第14条（変更・廃止）**

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更し又は廃止することができるものとします。当社は、当該変更又は廃止につき、本サービスの登録メールアドレスへの連絡又は本サイトでの掲載その他当社所定の方法によりお知らせします。

#### **第15条（本規約の変更等）**

(1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

(2) 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社ホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）において告知する方法又は会員に通知する方法その他当社所定の方法により会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

#### **第16条（準拠法）**

本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### **第17条（合意管轄）**

本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、訴訟額の多少にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所といたします。

#### **第18条（その他）**

本規約に定めのない事項については、関連規定の定めに従うものとします。

## SAISON ID オープン会員特約

本特約は、SAISON ID会員のうち、NetアンサーIDの付与を受けずに当社が認める永久不滅ポイント関連サービスの利用を希望する会員、または保有するNetアンサーIDを用いずに当社が認める永久不滅ポイント関連サービスの利用を希望する会員に関し定めるものです。

- SAISON ID会員のうち、NetアンサーIDの付与を受けずに当社が認める永久不滅ポイント関連サービスの利用を希望する会員、または保有するNetアンサーIDを用いずに当社が認める永久不滅ポイント関連サービスの利用を希望する会員をオープン会員とします。
- オープン会員は、ログインID及びパスワードを使って、当社が認めるサービスを利用することができます。
- オープン会員は、SAISON ID規約第2条、第5条は適用されないものとし、それ以外の項目は適用といたします。
- オープン会員は、以下の項目の一つにでも該当する場合は、本サービスを申込みいただけません。
  - ログインメールアドレスを自己名義で使用登録していない場合
  - 12歳以下（中学生を除きます）の場合
  - 日本国外にお住まいの場合
  - 法人の場合
  - 既に会員資格をお持ちの場合
  - 登録済会員が登録している電子メールアドレスをIDとして申込む場合
  - 登録情報に不足又は虚偽がある場合
  - 第三者からの委託を受けて申し込む場合
  - 本規約違反などを理由として、過去に本サービスの会員資格の取消し等が行なわれていた場合
  - 反社会的勢力に該当する場合
  - その他当社が不適当と合理的に判断し、かつ、当社が会員に通知し又は公表する事項に該当する場合

2025年5月15日制定

## セゾンNetアンサー規約

### 第1条（本サービス・申込等）

- セゾンNetアンサーとは、株式会社クレディセゾン（以下「当社」といいます）が発行したクレジットカード（一部所定のカードを除く、以下「セゾンカード」といいます）の会員が、パーソナルコンピューター等（以下「端末」といいます）からインターネットを介して当社所定のウェブサイト（以下「ウェブサイト」といいます）にアクセスした上で当社所定の方法により依頼をした場合に、当社が提供するサービス（以下「本サービス」といいます）をいいます。
- セゾンカード会員のうち、本規約を承認の上、当社所定の方法により登録を申込み、当社が認めた方をセゾンNetアンサー会員（以下「会員」といいます。）とします。なお、お申込時に、本サービス利用時に本人確認等のために使用するパスワード（以下「Netアンサーパスワード」といいます）をお届けいたします。
- 会員にはID（以下「NetアンサーID」といい、Netアンサーパスワードと総称して以下「NetアンサーID等」といいます）を付与します。当社がNetアンサーIDを通知したときに、申込人に会員資格が生じるものとします。
2. の登録は、セゾンカード毎に行うものとします。

### 第2条（本サービスの内容）

- 会員が利用できる本サービスの内容については、当社がウェブサイトにおいて別途掲示するものとします。
- 本サービスの利用にあたり、会員は、本規約のほか当社が定める規定等（以下総称して「本規約等」といいます）を遵守するものとします。
- 当社は、入力されたNetアンサーID及びNetアンサーパスワードの一致を確認することによって、会員本人による本サービスの利用とみなします。なお、本サービスの提供において、本人認証のためにその他の手続きを求める場合があります。
- 当社が提供したセゾンカードの利用履歴等が提供前後に行われた利用の結果を反映しないなどの理由で事実と相違していた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

### 第3条（本人認証）

会員は、本人認証手続きに対応したオンライン加盟店においては、Netアンサーパスワードまたは当社が発行するワンタイムパス

ワードを入力する方法によりショッピングサービスを利用できるものとします。

#### 第4条（提携先のサービス）

1. 会員は、本サービスのほか、当社が提携する第三者（以下「提携先」といいます）が提供するサービス（以下「提携先サービス」といいます）を利用することができます（一部のカードを除く）。その場合、会員は、本規約等のほか、提携先が定める規約等を遵守するものとします。
2. 当社は、提携先サービスの内容及び提携先サービスの瑕疵又は不備等について一切の責任を負いません。

#### 第5条（環境）

会員は、自己の責任と負担において、本サービス及び提携先サービスを利用するために必要な、端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。

#### 第6条（NetアンサーID等及びOpenID等）

1. NetアンサーID等は、会員が善良な管理者の注意をもって使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりすることのないよう管理するものとします。NetアンサーID等につき改変、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合は、その限りではないものとします。
2. 会員は、NetアンサーIDもしくはNetアンサーパスワードの盗難等があった場合、NetアンサーIDもしくはNetアンサーパスワードの失念があった場合、又は、NetアンサーIDもしくはNetアンサーパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をするとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。
3. 会員は、当社が認める第三者が会員に提供する会員の本人確認のためのID（以下「OpenID」といい、当該第三者を以下「OpenID提供者」といいます）を取得している場合、所定の方法により当該OpenIDとNetアンサーIDを紐付け登録することにより、以後OpenID及びOpenIDのパスワード（以下「OpenIDパスワード」といい、OpenIDと総称して以下「OpenID等」といいます）を入力し本人確認手続を経て、本サービスを利用することができます（一部サービス対象外のものもあります）。
4. 会員は、OpenID等を善良な管理者の注意をもって使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりすることのないよう管理するものとします。第1項から第3項のNetアンサーID等についての定めは、それぞれOpenID等の取扱い等に準用されるものとします。
5. 会員は、OpenID提供者と会員との間のOpenIDに関する規約等を遵守するものとします。

#### 第7条（サービスの一時中断）

当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要及び天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を中断することがあります。

#### 第8条（免責事項）

1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び回線の不通等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合、若しくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 電話回線等の通信経路について盗聴等がなされたことにより、会員のNetアンサーID等、OpenID等又は情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当社がNetアンサーID及びNetアンサーパスワードの一致を確認のうえ取り扱った場合、NetアンサーID、Netアンサーパスワードにつき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。OpenID及びOpenIDパスワードについても同様とします。

#### 第9条（変更の届出）

会員は、申込の際に届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を当社が指定する方法により届け出るものとします。

#### 第10条（通知）

1. 本サービスの利用及び本規約に基づく会員宛の諸通知は、会員が申し出たEメールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフトなどの設定を行うものとします。
2. Eメールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、又はEメールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず第9条の変更の届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。なお、第1項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。

#### 第11条（個人情報の取扱い等）

会員の個人情報の取扱いその他本規約等に定めのない事項については、セゾンカード規約及び個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意事項等の諸規定に定めるとおりとします。

#### 第12条（譲渡等の禁止）

会員は、本サービスを利用する地位または権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、賃貸その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

### 第13条（退会）

会員が本サービスの退会を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。退会登録の完了により、本サービスを利用することができなくなります。この場合、提携先サービスの提供を受けること（特典の付与を受けること又は当社が付与するポイントへの特典の交換を含む）ができなくなることがあります。

### 第14条（資格喪失）

会員が下記各号の一にでも該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。

- (1) セゾンカードの会員資格を喪失したとき。
- (2) 申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (3) 本規約等に違反したとき。
- (4) セゾンカード規約に違反したとき。
- (5) その他当社が不適当と判断する行為を行ったとき。

### 第15条（損害賠償）

本規約又は本サービスに関して、利用者に損害が生じた場合でも、それが当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為により生じた場合を除き、当社は一切責任を負わず、何らの補償を行いません。なお、当社が責任を負う場合でも、当社の故意又は重過失に基づく債務不履行又は不法行為により利用者に損害が生じた場合を除き、当社が負う責任の範囲は、利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られます。

### 第16条（変更・廃止）

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更し又は廃止することができるものとします。当社は、当該変更又は廃止につき、本サービスの登録メールアドレスへの連絡又は本サイトでの掲載その他当社所定の方法によりお知らせします。

### 第17条（本規約の変更等）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は本規約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「セゾンNetアンサー規約」と読み替えるものとします。

### 第18条（準拠法）

本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。

### 第19条（合意管轄）

本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2006年5月1日改定

2008年10月23日改定

2010年1月26日改定

2020年1月13日改定

## 電磁的方法による通知に関する特則

### 第1条（目的）

本特則は、当社がセゾンNetアンサー会員に対する諸通知を電磁的方法により行う場合の特則を定めたものです。

### 第2条（適用）

本特則は、セゾンNetアンサー会員のうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）の保有者（以下「カード会員」という）に適用されます。但し、当該カード会員の一部については、本人が電磁的方法による通知を当社に申し入れた場合に適用されるものとします。

### 第3条（電磁的方法による通知）

1. カード会員に対して当社がカードにかかる請求金額を通知する方法は、原則として、カード規約で定められる請求書に代えて、セゾンNetアンサー（以下「Netアンサー」といいます）を通じて電磁的方法により通知する方法（以下「電磁的方法」という）によるものとします。
2. 前項のほか、当社がカード会員に対して以下の法令に基づく通知を行う場合も、電磁的方法で行うことを承諾していただきます。
  - (1) 貸金業法第17条第1項及び第6項に基づく通知。
  - (2) 割賦販売法第30条の2の3第1項、第2項、第3項に基づく通知。
3. カード会員は、前項の電磁的方法による通知につき承諾している場合であっても、当社が会員に電子書面を通知した日から3ヶ月間は、前項各号にかかる書面の交付を当社に申し出ることができます。

#### 第4条（電磁的方法）

1. 当社は、電磁的方法による通知として、当社所定の日までに当社のサーバー内にカード会員に対する通知内容を記録し、カード会員がウェブサイトからNetアンサーを通じて、当社所定の方法に従い当社のサーバー内にアクセスする方法で、当該内容をお知らせいたします。
2. 第1項の場合、カード会員には当該通知内容を、カード会員のパソコン等の端末に記録していただきます。

#### 第5条（ファイルへの記録方式）

電磁的方法における当社サーバーのデータベースはPostgreSQL8.0以上を使用いたします。

#### 第6条（書面による方法への変更）

カード会員はいつでも、当社所定の方法で申し出ることにより、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法に変更することができます。

#### 第7条（例外規定）

当社は以下の場合第3条に定める通知を、電磁的方法に代えて書面による送付の方法で行うものといたします。

- （1）法令等によって書面による送付が必要とされる場合。
- （2）請求金額に修正等がある場合。
- （3）Netアンサーの会員資格を喪失した場合。
- （4）その他、当社が必要と判断した場合。

2010年1月26日改定

---

## 永久不滅ポイント規約

#### 第1条（目的）

本規約は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が発行するクレジットカードの会員に対し提供する、ポイントプログラムを利用したサービス「永久不滅ポイント」（以下「本サービス」という）についての基本的条件を定めるものです。

#### 第2条（ポイント付与の対象カード）

本サービスの対象カード（以下「本カード」という）は、当社が発行するセゾンカード及びUCカード（家族カードを含む）とします。但し、当社所定のカードについては、本サービスの対象外とし、対象外のカードの申込書、WEBサイト等には、本サービスの適用がない旨記載します。

#### 第3条（用語の定義等）

本規約に特に定めていない用語・事項は、本カード規約（以下「カード規約」という）の定めるところによります。

2. 本カードがUCカードである場合には、本条以下の規定の適用に当たっては、本会員を本人会員と読み替えるものとします。
3. 当社が第三者と提携して発行する提携カードに付帯する独自のポイント制度等、本規約と別の定めがあるプログラムは、その定めるところによります。

#### 第4条（ポイント付与の対象取引）

当社は、本カードごとに、本会員及び家族会員のカード利用分を合算し、当該カード利用代金の締切日における利用金額合計に対し、ポイント対象基準額につき1ポイントを本会員に付与します。ポイント対象基準額は1,000円を原則としますが、当社が指定する特定のご利用については、これを変更することがあります。なお、ポイント対象基準額に満たない端数は切り捨ててポイント数を算出します。

2. 当社は、当社又は当社が提携する第三者もしくは加盟店が実施するサービスやキャンペーンにより、前項のポイントとは別に所定のボーナスポイントを付与することがあります。
3. 前二項のポイントは、ポイント付与の対象となる取引等を当社が確認し付与ポイントを確定した後付与しますが、加盟店からの売上票到着時期又は事務処理上の都合により変動することがあります。
4. ポイント付与の対象となるカード利用を取消し、また変更した場合等、ポイント付与後にカード利用代金に増減が生じた場合には、当社はこれに応じてポイント数を増減します。

#### 第5条（ポイント付与除外条件）

ポイント付与の対象となるカード利用代金には、カード年会費、提携先年会費、キャッシングサービスの利用代金・利息・手数料、リボルビング払い及び分割払い手数料、遅延損害金、本カードの再発行等に関する手数料、一部のショッピング利用、その他当社が指定する利用、代金、手数料又は会費は含まれません。

#### 第6条（ポイント確認）

ポイントの本会員への直近の付与数及び保有残数は、カード会員用Webサービス及び自動音声応答で本会員が確認できます。本カードのご利用明細書を受取っている本会員には、当該明細書に記載する方法で通知します。

#### **第7条（ポイントの合算）**

本会員として複数の本カードを所有する場合、各々のカード利用で付与されたポイントは合算されます。

2. 本会員は、本カード（家族カードを除く）を自己の名義で保有する家族のうち、当社が認めた範囲の家族との間でポイントを合算することができます。

#### **第8条（ポイントの有効期限）**

本会員の保有ポイントに、有効期限はありません。

#### **第9条（商品等との交換）**

本会員は、ポイントを当社が定めた方法及びポイント数に基づき、当社所定の商品及びサービス（以下「商品」という）と交換することができます。家族会員資格での交換申込みはできません。なお、ポイントを現金と交換することはできません。

2. 本会員は、ポイントと商品の交換を当社所定の方法により当社に申込みものとします。

なお、交換の申込みを当社が受付けた後の取り消し、希望商品の変更、返品、送付先の変更はできません。

3. 交換した商品を送付する場合の送付先は、本会員の日本国内の届出住所又は本カードのご利用明細書送付先とします。

なお、本会員の届出住所に誤りがある等の理由により商品が送付できなかった場合、当社は一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。

4. 当社は第2項の申込みを受付けた時点で、商品の交換に必要なポイント数をポイント残高から減じます。

#### **第10条（交換後の取扱い）**

前条のポイント交換手続き完了後1ヶ月を経過しても商品が届かない場合は、本会員は当該交換手続き後3ヶ月以内に当社にその旨を連絡するものとします。本会員から連絡がない場合は、当該商品等が送付されたものとみなします。

2. 当社の都合により本会員が交換を申込んだ商品の提供ができない場合、本会員は当社の提供可能な他の商品を指定するか又はポイント交換を撤回できます。なお、ポイント交換を撤回した時点で当社が既にポイント数を減算している場合の当該減算ポイント数の本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。

3. 当社は、交換後の商品の利用にあたって発生する交通費、宿泊費、公租公課その他の費用を一切負担しません。

#### **第11条（交換商品の利用に関する責任）**

交換商品の利用に関して生じた事故、商品の破損等については、商品の製造元又は提供先と会員との間で解決するものとし、当社は一切の責を負いません。

#### **第12条（商品等及び交換ポイント数の変更）**

当社は会員への事前の予告なく、いつでも商品及びその交換ポイント数を変更することができるものとします。この場合、第15条の規定を適用します。

#### **第13条（譲渡禁止）**

本会員は、保有ポイントを第三者に譲渡したり相続させたりすることはできません。但し、第7条第2項の規定に基づく合算についてはこの限りではありません。

#### **第14条（権利喪失及び利用停止）**

本会員が次の各号のいずれかに該当した場合、本会員は保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する一切の資格を喪失するものとします。

- (1) 退会、カードの有効期間満了、会員資格の取り消し等本カードの会員資格を喪失した場合
- (2) 死亡した場合

2. 会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本会員が保有するポイント並びに商品との交換及び合算に関する資格を何ら通知することなく、喪失させ又は停止することができます。

- (1) 本会員が当社に対する債務（本カードに基づき負担するものに限られない）の履行を怠った場合
- (2) 会員がカード規約又は本規約に違反した場合
- (3) 不正な方法によるポイントの付与、交換、又は合算が行われたと当社が判断した場合
- (4) 前号のほか、会員の本サービスの利用状況又は本サービスを受けるためのカード利用状況が不適切又は社会通念に照らし容認できない等により、当社との信頼関係が維持できなくなった場合
- (5) その他前各号に準じる行為を行ったと当社が判断した場合

#### **第15条（規約の改定等）**

当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期をホームページ（<https://www.saisoncard.co.jp/>）において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめホームページへの掲載等を行うものとします。

- (1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
  - (2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき
2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容をホームページ (<https://www.saisoncard.co.jp/>) において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。
3. 当社はいつでも本サービスの全部又は一部を変更、中止又は廃止できます。

#### **第16条（情報の利用）**

会員は、当社及び本サービスに関する業務委託先が、本会員の氏名、住所、電話番号、会員番号、ポイント数等の情報を必要な保護措置を講じた上で、ポイントの交換、合算、商品提供の手配等に関する事務処理のために利用することに同意するものとします。

#### **第17条（システム対応に伴う制限）**

当社は、会員への事前の通知又は会員の承諾なく、本サービス提供に供するシステムの不具合発生やメンテナンスのために本サービスの提供を中断又は内容を変更する場合があります。これによって会員に生じた損害については、当社に故意又は重過失がない限り当社は一切の責を負いません。

#### **第18条（免責事項）**

当社の責によらない、通信機器等の障害又は回線障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合、そのために生じた損害について当社は一切の責任を負いません。

2. ポイント数に関するデータが災害その他やむをえない事情によって消失した場合、又は当該データに異常が生じた場合には、当社は、当該時点において取りうる合理的な措置を講じます。それに関わらずデータの復元又は異常の解消がされなかった場合、そのために生じた損害については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責を負いません。

UC法人カード・コーポレートカードに関する永久不滅ポイント特約

#### **第19条（法人カード等の取扱い）**

本条以下の規定（以下「本特約」という）は、UC法人カード及びコーポレートカード（以下、「法人カード等」という）への本サービスの適用について定めるもので、前条までの規定と重複する場合は本特約を優先し、本特約に定めのない事項は、前条までの規定、並びにカード規約及びカード使用者規約の定めるところによります。

なお、前条までの規定の適用に当たっては、本会員を法人カード及び会社主債務型コーポレートカードの法人会員又は個人主債務型コーポレートカードのカード使用者、家族会員を法人カード及び会社主債務型コーポレートカードのカード使用者と、それぞれ読み替えるものとします。

#### **第20条（ポイント付与の対象カード及び取引）**

当社は、法人カードについては、カード使用者のカード利用分を合算し、ポイントを法人会員に付与します。コーポレートカードについては、カード使用者毎にカード利用分に基づきポイントを算出し、当該カード使用者に付与します。但し、コーポレートカードへの本サービスの適用は、法人会員との契約により当社が決定します。

#### **第21条（ポイント確認）**

法人会員又はカード使用者への直近のポイント付与数及び保有残数は、法人カードは法人会員宛のご利用明細書に、コーポレートカードは、個々のカード使用者のご利用明細書に記載する方法で通知します。

#### **第22条（ポイントの合算）**

法人会員が複数の法人カード等を所有する場合でも、ポイントは各々の法人カード等別に付与し、当該付与されたポイントを合算することはできません。

カード使用者に付与されたポイントは、当該カード使用者が本会員として保有する本カードの利用により付与されたポイントと合算することはできません。

#### **第23条（商品等との交換）**

法人カード等の利用につき、法人カードの法人会員、会社主債務型コーポレートカードの法人会員、及び個人主債務型コーポレートカードのカード使用者（以下、総称して「交換権限保有者」という）は、第9条の規定に従い商品との交換ができます。

2. 法人カード及び会社主債務型コーポレートカードのカード使用者から、前項の交換申込みがあった場合は、法人会員の代理行為とみなし、商品がカード使用者の個人的目的に使用された結果生じたトラブルは、法人会員とカード使用者の間で解決するものとし、当社は一切の責を負いません。

なお、この規定はカード使用者以外の従業者からの申込みの場合にも適用します。

3. 交換した商品を送付する場合の送付先は、法人カードについてはご利用明細書送付先、コーポレートカードについては、カード使用者からの申込みは当該カード使用者の届出住所又は勤務先、法人会員からの申込みはご利用明細書送付先とします。

## 第24条（権利喪失及び利用停止）

法人会員又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当した場合、法人会員又は当該カード使用者が有する、法人カード等に関して付与されたポイント及び商品との交換に関する一切の資格を失効するものとします。

- (1) 退会又は法人会員資格を喪失した場合
  - (2) カード使用者が法人会員からの申し出により廃止又は使用取消になった場合
2. 法人会員又はカード使用者が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、法人会員又は当該カード使用者が保有するポイント及び商品との交換に関する資格を何ら通知することなく、喪失させ又は停止することができます。
- (1) 当社に対する債務（本カードに基づき負担するものに限られない）の履行を怠った場合
  - (2) カード規約、カード使用者規約又は本規約に違反した場合
  - (3) 不正な方法によるポイントの取得又は交換が行われたと当社が判断した場合
  - (4) 前号のほか、本サービスの利用状況又は本サービスを受けるためのカード利用状況が不適切又は社会通念に照らし容認できない等により、当社との信頼関係が維持できなくなった場合
  - (5) その他前各号に準じる行為を行ったと当社が判断した場合

2017年11月改定  
2020年3月31日改定  
2024年1月11日改定